

議案第147号

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附則第3条第1項中「施行日から令和7年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和7年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第10条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業実施要綱及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第57号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第9条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは<u>同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければなら</u>ない。</p> <p>（1）—（10）（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第11条—第21条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（職員に関する経過措置）</p> <p>第3条 <u>当分の間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。</u>）」とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>第1条—第9条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければなら</p> <p>（1）—（10）（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>第11条—第21条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（職員に関する経過措置）</p> <p>第3条 <u>施行日から令和7年3月31日までの間</u>、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和7年3月31日までに</u>_____修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> <p>2（略）</p>